

京都市認知症市民フォーラム（仮称）企画及び運営業務受託候補者募集要項

- 提出書類の提出期限

令和6年10月7日（月）午後5時

※ 応募書類は郵送または持参すること。郵送の場合は上記提出期限必着。

- 問合せ先及び提出先

京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課
地域包括ケア第二担当（担当：松井、藤井）

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

電 話： 075-746-7734

E-mail： houkatu-care@city.kyoto.lg.jp

1 委託業務の概要及び基本事項

- (1) 件名
京都市認知症市民フォーラム（仮称）企画及び運営業務
- (2) 業務内容
別紙1「京都市認知症市民フォーラム（仮称）企画及び運営業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 委託金額の上限
金1,640千円（消費税および地方消費税相当額を含む）
- (5) 支払条件
委託料は原則として、受託者の請求により支払う。ただし、受託者の財務状況により、「概算払」を行う場合がある。

2 参加資格

プロポーザルに参加する資格を有する者は次の各号に掲げる事項のすべてを満たすものとする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 過去5年間に本業務と同種又は類似の業務について、国又は地方公共団体との業務委託契約の実績があること。
- (3) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者。ただし、同名簿への登録がない者にあつては、国及び地方公共団体の業務請負実績があり、その契約書等が提出でき、かつ、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者（※）であること。

※ 京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4台1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) （略）
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあつては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

- (4) 公告の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置（(1)のただし書に該当する者は、当該資格に関する停止措置）を受けていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

3 応募手続等

(1) 提出書類

ア 参加申請書（様式1）

イ 会社または団体概要（様式2）

ウ 類似業務実績一覧（様式3）

エ 企画提案書（任意様式）

仕様書の各項目に沿って、提案内容を明確に記載すること

※別紙2「受託候補者選定基準」も参考にすること。

オ 積算根拠が分かる見積書（任意様式）

カ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（提出日前3か月以内発行のもの）

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（提出日前3か月以内に発行のもの）

ク 暴力団排除条例誓約書（様式4）

ケ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

コ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行のもの。写し可。法人にあつては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

サ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式5）又は水道料金及び下水道料金の納付証明書（提出日前3か月以内に発行のもの。写し可。法人にあつては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。）

※ ただし、京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している場合は、カ以下を省略できるものとする。

※ 上記提出のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

(2) 提出部数

イ～オについては5部、その他については1部提出すること。

※ 応募書類は、原則A4サイズで作成すること。イ～オについては、各1部ずつを1セットにして提出すること。

(3) 提出期限

令和6年10月7日（月）午後5時

※持参の場合は土・日・祝日を除くこととし、郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

(4) 提出場所

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課

地域包括ケア第二担当

(5) 提出方法

郵送又は直接持参

4 質問の受付

(1) 受付期限

令和6年9月26日（木）午後5時

(2) 質問方法

質問は、件名を「京都市認知症市民フォーラム企画及び運営業務に係る質問」としたうえで「(3) 提出先」に記載のメールアドレスに、電子メールで提出すること。なお、電話での質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

houkatsu-care@city.kyoto.lg.jp

(健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 松井・藤井宛)

(4) 回答

原則として令和6年10月1日(火)までに、全ての質疑及び回答について、本市ホームページに掲載する。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合には、その旨をホームページに掲載する。

5 選定方法

(1) 審査

提出書類を基に、本市が設置する選定委員会により審査を行い、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。また、必要に応じて、参加者に対しプレゼンテーションを実施する場合がある(プレゼンテーションを実施する場合は、事前に参加者に通知する)。また、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。選定委員会とは、以下の職員をもって構成する。

- ・健康長寿のまち・京都推進室地域共生社会担当部長
- ・健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課地域包括ケア推進担当課長
- ・健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課地域包括ケア第二係長

(2) 審査基準

別紙2「京都市認知症市民フォーラム(仮称)企画・運営業務受託候補者評価基準」のとおり

(3) 審査結果

選定結果は、令和6年10月中旬頃に電子メールにより全応募者に通知する。また、本市ホームページにおいて受託候補者名及び評価点を公表する。ただし、評価点については、参加した全事業者について公表する。

(4) 提出書類の無効

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した提出書類を無効とし、選定の対象外とする。

- ・「2 参加資格」に掲げる要件を満たさない場合
- ・提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ・見積書に記載された金額が、仕様書に定める予算上限額を超えた場合
- ・他の応募者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 留意事項

- ・プロポーザル参加に要する一切の費用(企画書作成費等)は、参加者負担とする。
- ・提出書類は返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- ・審査の経過等に関する問合せには一切応じない。
- ・提出書類は、公文書公開請求があった場合に公開することがある。

6 選定の取り消し

次に掲げる場合に該当するときは、受託候補者としての選定を取り消すことがある。

(1) 本業務を委託することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合

(2) 提出書類に記載された本業務の担当者が、本業務に従事できない場合

(やむを得ない事情があるものとして本市より認められた場合は、この限りではない。)

- (3) 本市の承認なく本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせる場合
- (4) 受託候補者が契約の目的を達成することができないと本市が判断した場合

7 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合、その権利はすべて本市に帰属するものとする。
- (3) 提案内容については、委託金額上限を超えない範囲で実施可能な内容とすること。(追加費用等が生じる提案は盛り込まないこと)

8 受託候補者選定スケジュール ※やむを得ない事情により、変更することがある。

令和6年	9月19日(木曜日)	公募開始
	9月26日(木曜日)	質問受付締切
10月	1日(火曜日)	質問に対する回答
10月	7日(月曜日)	提出期限
10月上旬		審査
10月中旬～下旬		受託候補者の決定、契約締結・業務開始